

中国では、文化財保護法を改正し、依って立つべき原則を定め、また行政部門の権限及び責任を強化して、文化財の保護と経済建設の調和をはかり、また文化財の流通市場の健全化と活発化をはかろうとしている。独自の文明と悠久の歴史を有する国において、その遺産を保護しつつ、また経済発展をも進めようとする困難な試みが続くことになる。

(注)

- (1) 『人民日報』2002年10月31日。
- (2) 『中華人民共和国常用法律法規全書』2000年版、北京、中国民主法制出版社、2000年1月、

pp.1062-1076。

- (3) 古物市場の現状等に関しては、陳澤偉「合法違法の文物市場」『瞭望新聞周刊』2001年12月10日参照。
- (4) 「人民網」(『人民日報』インターネット版 URL: <http://www.people.com.cn/>) 2002年11月26日。
- (5) 同上2002年12月3日。
- (6) (注4) 参照。
- (7) (注5) 参照。

(かまた ふみひこ・海外立法情報課)

【短信：インドネシア】

テロ対策に関する立法動向

権香淑

アメリカの同時多発テロ事件以降、世界最大のイスラム人口^(注1)を抱えるインドネシアでは、東南アジアにおけるテロネットワークの存在が問題視される中、反テロリズム(以下、「反テロ」とする。)機関の設立を検討するなど様々な側面からテロ対策が立案されてきた。中でも反テロ法の制定は、テロ対策の重要な柱であった。

当初、インドネシア政府は、反テロ法案を2002年6月までに国会に提出する予定であったが、市民や専門家などの猛烈な反対に直面し、提出を先送りせざるを得ず、結局、法案の最終的な内容を確定する前に、国民の意見を聴取することで事態を打開する策を立てた。しかし、バリ島爆破事件によって状況は一変し、アメリカを初めとする国際社会の圧力に押される形で、10月18日、反テロ政令の公布に踏み切った。

このようなインドネシアにおけるテロ対策の流れを踏まえ、以下では、まず反テロ法案に対する国内の賛否両論を概観し、バリ島爆破事件以降に公布された反テロ政令の内容及びこれに対する世論の反応を述べた上で、現在、審議中である反テロ法案の特徴を紹介する。

1 反テロ法案に対する賛否両論

反テロ法案が公表された2001年12月以降、インドネシアには同法案に対する賛否両論が混在していた。

まず、反テロ法の制定を積極的に求めていたのは、国軍と国内最大のイスラム組織「ナフダトゥル・ウダマ」であった。国軍と「ナフダトゥル・ウダマ」は、2002年9月27日、インドネシア国内におけるテロネットワークに打撃を与えるためにも、反テロ法の制定を急ぐべきだ

と説明した^(注2)。彼らは、インドネシアに反テロ法が存在しないこと自体、政府の最大の過失であるとした上で、「もし、国民がテロとの戦いを望んでいるのであれば、軍隊と警察の迅速な行動を保障するための法的根拠を作るべきだ」と主張していた。

他方、別のイスラム組織「ヒズブット・タヒル・インドネシア」は、9月28日、政府が作成している反テロ法案に反対である旨を表明した。同組織のスポークスマンは、「テロリスト」というレッテルを貼れば誰でも逮捕が可能になることや、テロリストの定義も非常にあいまいであることなど、反テロ法案には欠陥が多いと批判していた。

また、人権派の活動家たちは、反テロ法が制定された場合、スハルト時代のいくつかの法律のように、反対勢力を弾圧するための道具と化してしまうことを懸念しており、多くの法律家たちも、インドネシアの民主主義と基本的人権を尊重する形で法案を完成させるために、議決を急ぐ必要はないとして、不賛成の立場を表明していた。

このほか、イスラム系最大政党の開発統一党党首であるハムザ・ハス副大統領は、「インドネシアに国際テロネットワークが存在するという証拠はどこにもない」との発言を繰り返しており、アミン・ハッサン議員も、「我々には、警察法および刑事法があり、それらを駆使することでテロ問題には十分対応して行ける」ことを主張し、あえて独立した反テロ法を制定する必要はないと強調していた。

このようにインドネシア国内には、反テロ法案を積極的に推し進めようとする勢力がある一方で、人権活動家のみならずハムザ副大統領およびハッサン議員の主張のような、政府による反テロ法案への取組みとは明らかに逆方向のものが多々存在し、この法案をめぐる意見が錯綜している状況であった。

2 バリ島爆破事件と政令の公布

しかし、反テロ法案に対する国内世論が揺れる中、10月12日、180人以上の死傷者を出したバリ島のテロ事件が起こり、テロ対策として立法措置を求める声が一挙に高まった。政府は、10月19日、急遽、限定閣僚会議^(注3)を開き、当面の反テロ対策として二つの政令^(注4)を公布する決定を下した。一つは、テロに関する基本的な法規定を盛り込んだ「政令第1号」であり、もう一つは、遡及的にバリ島のテロの加害者を処罰することを認めた「政令第2号」である。以下は、全8章47条から構成される「政令第1号」の主な内容である。

(1) テロリズムに関する定義

この政令の規定によれば、テロリズムとは「公衆を恐怖又は危険に晒し、公衆の自由を侵し、公衆の死又は重大かつ戦略上重要な物体の破壊を引き起こす全ての暴力的な行為」である。このような行為はすべてテロリズムとみなされるが、その中には、威嚇射撃のような小規模のものから、核兵器の使用という大規模のものまでを含む。

(2) 法的証拠の規定

諜報機関の報告が法的証拠として使用されることを許容する。インドネシアの刑法典^(注5)には、このような規定がないため、諜報機関などの報告はあくまでも参考資料としてのみ取り扱われてきた。しかし、この政令により、物的証拠に乏しくても諜報機関の報告によって、容疑者を起訴することが可能となる。

(3) 捜査官などの権限

捜査官は、個人的な郵便物や小包を調べ、電話や電子メールなどによるコミュニケーションの内容を傍受する権限をもつ。さらに、捜査官、検察官、裁判官には、テロの容疑者又はす

でテロ活動に関わっていることが判明しているテロリストの銀行口座を凍結する権限が与えられている。

(4) 罰則規定

「一応の証拠」(prima facie evidence) に基づき、容疑があると判断されたテロリストに関する7日間の逮捕又は尋問と起訴を目的とした6ヶ月間の拘留を認める。また、テロ資金を供与・貸与し、あるいはテロ実行犯をかくまった場合は、3～15年の拘禁刑に処せられるほか、テロ行為に加担した法人には、1兆ルピア(約13億5,000万円)の罰金と法人格の剥奪という制裁を科す。

(5) その他

政令では、国家が、テロ行為による犠牲者に対して補償と賠償を行う義務がある旨を定めている。

3 政令に対する反応

当面のテロ対策として、二つの政令が公布されたものの、国内における反発や批判が少なかつた。二大宗教団体である「ナフダトゥル・ウラマ」および「ムハマディア」は、10月20日、反テロ政令が悪用されないように警告を発している。

「ナフダトゥル・ウラマ」副書記長のマズドゥキ・バイドゥロウィは、「ムスリムであれ、罪を犯した者は罰せられなければならない、インドネシアの多くのムスリムは穏健主義者でアメリカの反テロ作戦には共感をしている」と述べると同時に、「政令が悪用され民主主義が破壊されることを恐れている」との懸念を表明した。

「ムハマディア」議長のシャフィイ・マアリフは、政令について、「イスラム原理主義者だけでなく、ムスリム一般を逮捕する口実に使わ

れる可能性があるゴミのようなものだ」と述べ、「いわゆる急進主義者は、悪事を働かなければ恐れる必要はないが、政府当局はこれを悪用してはならない」との意見を明らかにした。

また、7つのNGOは、すでに政令が公布される前の10月16日、政令の拒否を表明し、現状で必要とされるのは、政令の公布ではなく、政府による具体的な行動であるとの見解を明らかにした。人々が拒否を表明した背景には、確かな証拠がないまま諜報機関による報告のみで容疑者を逮捕できることへの懸念や、それが人権侵害に繋がり兼ねないことへの異議申立てという側面がある。

他方、国民協議会議長アミン・ライスは、10月18日に公布された政令の施行は、その状況を監視するのが国権の最高機関である国民協議会ではなく国会であるため、イスラーム急進主義を制圧するには限界があると指摘し、この政令があろうとなかろうと、バリ事件の実行犯は追及されなければならないとの見解を示した。

4 反テロ法案の審議に向けて

政令の公布に対する批判や限界などが指摘される中、インドネシア政府は、懸案の反テロ法案の内容を最終的に確定し、11月7日、国会に上程した。反テロ法が施行されるまでの一時的且つ限定的なテロ対策にすぎない政令の内容を、反テロ法の制定によって包括的なものにしようというのが政府の狙いである。政府が提出したテロ関連の四つの法案のうち二つは、それぞれ「政令第1号」および「政令第2号」に対応する法案として位置付けられている。

それらは、内容面においても、基本的に二つの政令を踏襲したもので、とくに前項で紹介した「政令第1号」に代わる法案では、諜報機関の報告を「一応の証拠」とみなす際の新たな規定が設けられている。すなわち、法案では、国家情報庁(BIN)の長官によって承認されな

ければ諜報機関の報告を「一応の証拠」として認めることができないことになっている。このように新たな規定を設けることで、政府は、具体的な証拠のない容疑者の逮捕が人権侵害に繋がるという国内の強い批判を、上手く乗り切ろうという構えである。^(注9)

他方、「政令第2号」に代わる法案では、遡及的にテロの加害者を処罰する規定を設けていない。つまり、現在審議中の法案が可決されたとしても、バリ島のテロ加害者には適用されないことになる。この点について、法務・人権省のアブドゥル・ガニ法務担当相は、包括的な反テロ法ではなく、バリ島爆破事件に関する特別法の制定をもって対応していくと説明している。^(注10)

現在、反テロ法案の採決については見通しが立たっていないが、可決される法案の規定によっては、テロ対策がイスラム教徒に対する取締りの強化に特化されかねず、そうなれば一般のイスラム教徒による反発が不可避である。したがって、法案は、議会において引き続き検討される必要がある。なお、国会は11月29日以降およそ1ヶ月の休会を経て、2003年1月3日から再開され、同法案は11月26日に設置された特別委員会で引き続き審議される予定である。

(注)

- (1) インドネシアにおけるイスラム人口は約1億8千万人で、全体人口のおよそ85%になる。
- (2) 第一のイスラム組織勢力「ナフダトゥル・ウダマ」は、バリ島でのテロを強く非難し、事件調査を求める声明を発表することによって、イスラム過激派との一線を画した。また、テロとの関連が問題視されているプサントレン（イスラーム寄宿学校）について、「ナフダトゥル・ウダマ」の傘下団体であるインドネシア・イスラム学生運動（PMII）のリーダーは、11月26日、テロに関ったプサントレンがあったとしても、それらがインドネシア全土のプ

サントレンを代表するものではない、と主張している。

- (3) この限定閣僚会議には、メガワティ大統領を初め、ハムザ・ハズ副大統領、スシロ・バンバン・ユドヨノ政治治安担当調整相、ユスフ・カラ国民福祉調整相、マトリ・アブドゥル・ジャリル国防省、ハリ・サバルノ内相、ハサン・ウィラユダ外相、ダイ・バフティアル国家警察長官が出席した。
- (4) 正式名称は、「テロ犯罪撲滅のための2002年政令第1号」と、「2002年10月12日バリ爆弾爆発事件におけるテロ犯罪撲滅のための2002年政令第2号」である。
- (5) 1999年5月19日の刑法典改正において、治安に関する刑罰が加えられたものの、そのような規定は盛り込まれていない。
- (6) 政令の公布に反対を表明していたのは、インドネシア法律擁護協会（YLBHI）、モノポリー・ウォッチ、インドネシア法律人権擁護協会（PBHI）、行方不明者と暴力犠牲者のための委員会（Kontras）などである。
- (7) 国民協議会（MPR）は、インドネシアにおける主権行使の最高機関である。年1回開催され、憲法制定、国家大綱を決定し、正副大統領を選出する。国会議員と、地方代表および団体代表によって構成される。定数は700人である。
- (8) このような限界を踏まえた上で、ワシントン大学のエメリトゥス・ダニエル・レブ教授は、11月10日、オーストラリア国立大学で講演し、インドネシア政府が最近制定した反テロ政令が民衆を失望させないためにも、政府の一貫した監督の必要性を強調した。
- (9) このほか、法案には、政令では規定されていなかった諸外国との政府間協力に関するものも含まれており、諜報機関および警察との連携などが認められている。
- (10) 法案に反対する NGO 関係者らの指摘によると、政府がテロ加害者に対する遡及的な処罰の適用を避けるのは、法律上そのような適用を認めた場

合、バリ島のテロ事件のみならず、過去、国軍によるテロ事件にも適用されてしまうからだという。ちなみに、インドネシアの国家テロリズムに対する批判は、海外のメディアでも紹介されており、たとえば、2002年10月23日付けの『デイリー・ミラー』紙（イギリス）では、オーストラリアのジャーナリストであるジョン・ピルジャーの批判が掲載されている。

(参考文献)

(1) 2002年6月以降における以下3紙の反テロ法案

および反テロ政令に関する記事

シンガポール／ストレーツ・タイムズ

インドネシア／テンポ・インターアクティブ

インドネシア／ジャカルタ・ポスト

(2) 佐藤百合編 『インドネシア資料データ集：スハルト政権崩壊からメガワティ政権誕生まで』アジア経済研究所、2001年。

(3) インドネシア民主化支援ネットワーク

<http://www.bigfoot.com/nindja> の記事。

(くおん ひゃんすく・海外立法情報課)